

—— 目 次 ——

(4月25日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	3
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	4
議会事務局職員出席者	4
説明のために出席した者	4
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
承認第2号	7
承認第3号	11
承認第4号	11
承認第5号	11
承認第6号	15
承認第7号	17
承認第8号	20
承認第9号	20
議案第34号	22
議案第35号	23
同意第1号	24
同意第2号	29
同意第3号	33
同意第4号	35
閉 会	37
署 名	38

対馬市告示第69号

令和6年第2回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

令和6年4月18日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和6年4月25日（木）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山莊太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

令和6年 第2回 対馬市議会臨時会 会議録(第1日)

令和6年4月25日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和6年4月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度対馬市一般会計補正予算(第9号))
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号))
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度一般会計補正予算(第1号))
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 議案第34号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第35号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 同意第1号 対馬市副市長の選任について
- 日程第14 同意第2号 対馬市副市長の選任について
- 日程第15 同意第3号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第4号 対馬市監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度一般会計補正予算（第1号））
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 議案第34号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第35号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 同意第1号 対馬市副市長の選任について
- 日程第14 同意第2号 対馬市副市長の選任について
- 日程第15 同意第3号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第4号 対馬市監査委員の選任について

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 糸瀬 雅之君 | 2 番 陶山莊太郎君 |
| 3 番 神宮 保夫君 | 4 番 島居 真吾君 |
| 5 番 坂本 充弘君 | 6 番 伊原 徹君 |
| 7 番 入江 有紀君 | 8 番 船越 洋一君 |

9番	脇本 啓喜君	10番	小島 徳重君
11番	黒田 昭雄君	12番	小田 昭人君
13番	波田 政和君	14番	小宮 教義君
15番	上野洋次郎君	16番	大浦 孝司君
17番	作元 義文君	18番	春田 新一君
19番	初村 久藏君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君

美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君
上県行政サービスセンター所長	田村 竜一君
消防本部次長	津江 正雄君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。消防長、井浩君から欠席の届出があっており、代理で次長の津江正雄君が出席しております。

もう一点、報告いたします。地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会の議決により指定されております2割以内の工事請負変更契約の締結2件及び50万円以下の損害賠償の額の決定1件の報告があっております。タブレットに掲載しておりますので御確認ください。

ただいまから、令和6年第2回対馬市議会臨時会を開会いたします。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することとします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、市長から挨拶の申出があっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。

臨時会の開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日ここに、令和6年第2回対馬市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、去る4月13日に開催いたしました対馬市市政施行20周年記念式典及び記念イベントにつきましては、国会議員、県知事などの多くの来賓に御臨席いただき、また多くの市民の方々の御参加を得ながら盛大に開催できましたことに対しまして、関係皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年度は各種イベントを交えながら市民と共に節目である市政施行20周年を祝ってまいりたいと考えており、また、記念式典での式辞でも申し上げましたが、将来の世代にしっかりと自信を持って引き渡せるようなまちづくりを市民と一緒に考えて、変革する社会に対応した取組を進めてまいります。

次に新型コロナワクチン接種についてであります。本市では令和3年3月から実施してまいりましたワクチン接種につきましては全額公費による接種を令和6年3月に終了しております。これまで延べ約11万5,000回の接種を実施いたしました。

御協力いただきました医療機関の皆様におかれましては、通常の医療業務の傍ら感染者の医療対応や予防接種業務など、感染拡大の抑制等に多大なる御協力を頂き、市民を代表いたしまして重ねて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、本臨時会において御審議願います案件は、令和5年度一般会計補正予算専決処分等承認案件5件、令和6年度一般会計補正予算専決処分等承認案件1件、条例の一部改正の専決処分2件、条例の一部改正1件、指定管理者の指定1件、人事案件といたしまして、副市長の選任、教育委員会委員の任命、監査委員の選任についての4件、合わせて14件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては後ほど担当部長に説明させますので、慎重に御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久蔵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、上野洋次郎君及び大浦孝司君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久蔵君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日限りに決定しました。

次に、4月1日付をもって行われた市職員の人事異動により部長等幹部職員の異動があつておりますので、自席から自己紹介をさせます。

なお、消防本部消防長の井浩君については、本日は欠席の申出があつておりますので、御了承を願います。

しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） おはようございます。4月1日付でしまづくり推進部長

を拝命いたしました三原立也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） おはようございます。4月1日付で農林水産部長を拝命しました平川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 農業委員会事務局長、栗屋孝弘君。

○農業委員会事務局長（栗屋 孝弘君） おはようございます。4月1日付で農業委員会事務局長を拝命しました栗屋です。よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 美津島行政サービスセンター所長、瀧川昌浩君。

○美津島行政サービスセンター所長（瀧川 昌浩君） おはようございます。4月1日付で美津島行政サービスセンター所長を拝命いたしました瀧川昌浩と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

日程第3. 承認第2号

○議長（初村 久藏君） 日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） おはようございます。ただいま議題となりました承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明いたします。

本案は、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第9号）を去る3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等をはじめとする交付金の額の確定によるもの及び事務事業費の決定による財源調整等が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億2,611万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331億810万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから8ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、継続費の補正は、継続費の変更を10ページ、11ページの「第2表 継続費補正」によるものとし、消防署中部支署建設事業の総額、年割額をそれぞれ変更するものでございます。

第3条、繰越明許費の補正は、10ページから13ページにかけての「第3表 繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費についての追加、変更及び廃止をいたしております。

小学校教師用指導書教科書購入事業の追加、泉漁村センター改修事業外25件の繰越額を変更し、映像伝送設備改修事業外7件を廃止しております。

結果、繰越明許費は、46件、総額12億5,310万9,000円となっております。

第4条、地方債の補正は、14ページ、15ページの「第4表 地方債補正」によるとするものでございます。事業費の決定等により変更し、起債限度額を35億9,800万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、20ページをお願いいたします。

1款・市税につきましては、所得割並びに法人税割の増により市民税5,295万円、固定資産税1,050万円、たばこ税400万円、入湯税200万円を追加し、軽自動車税485万5,000円を減額いたしております。

2款・地方譲与税から24ページの12款・交通安全対策特別交付金まででございますが、交付額の確定によりそれぞれ追加または減額いたしております。

24ページをお願いいたします。

11款・地方交付税につきましては、普通交付税を1億2,078万円、特別交付税を2億5,556万9,000円追加し、補正後の普通交付税は128億9,176万2,000円、特別交付税は13億5,556万9,000円となっております。前年度と比較いたしますと、普通交付税が2,282万1,000円の増、特別交付税が6,178万1,000円の減となっております。

13款・分担金及び負担金、14款・使用料及び手数料、26ページからの15款・国庫支出金、16款・県支出金につきましては、事業費の決定等に伴う負担金、補助金等の追加・減額等でございます。

36ページをお願いいたします。

17款・財産収入につきましては、市有林の売払収入の減額が主なものでございます。

18款・寄附金でございますが、一般寄附金100万円の増額、指定寄附金1,250万6,000円の増額と合わせまして1,350万6,000円を追加しております。

19款・繰入金でございますが、財源調整による財政調整基金の減額と事業費の決定による各基金からの繰入金をそれぞれ減額いたしております。

21款・諸収入でございますが、生活保護費返還金、県後期高齢者医療広域連合への派遣職員人件費負担金の増額、使用済自動車等海上輸送費補助金の減額が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

22款・市債でございますが、事業費の決定等により2億6,190万円を減額しております。
次に、歳出についてでございますが、44ページをお願いいたします。

1款・議会費は、費用弁償の減額が主なものでございます。

2款・総務費は1項・総務管理費から54ページの6項・監査委員費まで事業費の決定等による減額が主なものでございますが、1項・総務管理費、1目・一般管理費で庁舎建設整備基金積立金に2億円を積み立て、1項・総務管理費、3目・財政管理費で振興基金積立金に4,146万円を、過疎地域自立促進特別事業基金積立金に5,430万円をそれぞれ追加しております。

54ページをお願いいたします。

3款・民生費でございますが、1項・社会福祉費から58ページの3項・生活保護費まで住民税非課税世帯臨時特別給付金や各種扶助費や国民健康保険特別会計への繰出金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

58ページをお願いいたします。

4款・衛生費でございますが、1項・保健衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種に係る個別接種促進支援費や予防接種事業委託料の減額など、事業費の決定による減額が主なものでございます。

62ページをお願いいたします。

2項・清掃費につきましては、燃料費、機械器具法令点検委託料のほか、各施設の維持管理経費の減額が主なものでございます。

64ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費でございますが、1項・農業費は有害鳥獣捕獲補助金、肥料価格高騰対策事業補助金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

2項・林業費は森林環境譲与税活用基金積立金1,889万6,000円の追加のほか、しいたけ生産推進補助金、離島輸送コスト助成事業補助金、森林環境譲与税活用事業補助金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

66ページをお願いいたします。

3項・水産業費は漁業用燃油高騰対策事業補助金、活魚・鮮魚等輸送コスト助成事業補助金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

68ページをお願いいたします。

7款・商工費でございますが、ツシマヤマネコ基金積立金171万2,000円の追加のほか、朝鮮通信使歴史館駐車場整備工事、地域社会維持推進交付金事業負担金の減額など事業費の決定

等による減額が主なものでございます。

70ページをお願いいたします。

8款・土木費でございますが、トンネル長寿命化工事、市道仁位貝鮎線道路改良工事、市道内山2号線道路改良工事の追加のほか、厳原港国際ターミナル建設工事の減額など事業費の決定等による減額が主なものでございます。

74ページをお願いいたします。

9款・消防費でございますが、消防署中部支署建設工事の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

76ページをお願いいたします。

10款・教育費でございますが、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

86ページをお願いいたします。

11款・災害復旧費につきましても、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

12款・公債費は一時借入金利子の減額でございます。

88ページをお願いいたします。

13款・諸支出金は、旅客定期航路事業特別会計繰出金の減額でございます。

なお、90ページから93ページにかけまして補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市一般会計補正予算（第9号））について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。承認第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第4. 承認第3号

日程第5. 承認第4号

日程第6. 承認第5号

○議長（初村 久藏君） 日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））から、日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました承認第3号、承認第4号及び承認第5号の専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について、続けて御説明いたします。

承認第3号、令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）、承認第4号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び承認第5号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、それぞれ去る3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

まず、承認第3号、令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正予算は、歳入のうち外来収入の減額、歳出は医業費の減額が主なものでございます。予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,939万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,526万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

予算書は8ページをお願いいたします。

1 款・診療収入、1 項・外来収入を1,215万円減額しております。

4 款・繰入金、1 項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を324万2,000円減額しております。

6 款・諸収入、1 項・雑入は、400万円減額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・施設管理費は、診療所運営に係る一般管理費を689万2,000円、2 款、1 項・医業費は、1 目・医業用機械器具費など不用見込みによる1,250万円の減額でございます。

なお、12ページから13ページにかけて補正予算給与費明細書を添えておりますので御参照願います。

続きまして、承認第4号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正予算は、歳入のうち国民健康保険税の増額及び繰入金の減額、歳出は保険給付費の減額及び基金積立金の増額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ88万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,287万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

予算書の8ページをお願いいたします。

1 款1 項・国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税を6,465万円増額しております。

4 款・県交付金、2 項・県補助金は、保険給付費等交付金1,496万6,000円の減額でございます。

6 款・繰入金、1 項・他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金1,788万

3,000円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。

2項・基金繰入金は、財政調整基金繰入金2,939万3,000円の減額でございます。

8款・諸収入、1項・延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金300万円の減額でございます。

4項・雑入は、一般被保険者第三者納付金など142万円の増額でございます。

次に歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は普通旅費130万5,000円の減額、2目・医療費適正化特別対策事業は財源内訳の変更によるものでございます。

2項・徴税費、1目・賦課徴収費は、納税組合交付金、過誤納還付金及び還付加算金の不用見込みによる200万円の減額でございます。

2款・保険給付費は、1項・療養諸費、4項・出産育児諸費、合わせて1,674万3,000円の減額でございます。

3款・国民健康保険事業費納付金は、財源内訳の変更によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

5款・保健事業費、1項・特定健康診査等事業費は、事業費の決定による778万7,000円の減額でございます。

6款、1項・基金積立金は、財政調整基金積立金2,871万9,000円の増額でございます。

なお、16ページ、17ページに補正予算給与費明細書を添えておりますので御参照願います。

最後に、承認第5号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正予算は、歳入のうち保険料の増額及び繰入金の減額、歳出は保険給付費及び地域支援事業費の減額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,088万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,680万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

予算書は8ページをお願いいたします。

1款・保険料、1項・介護保険料は、第1号被保険者保険料を4,437万8,000円増額しております。

3款・国庫支出金、1項・国庫負担金は、介護給付費負担金771万の増額、2項・国庫補助金は、調整交付金など1,340万1,000円の減額でございます。

4款、1項・支払基金交付金は、介護給付費交付金など合わせて314万1,000円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。

5款・県支出金、1項・県負担金は介護給付費負担金888万8,000円の減額、2項・県補助金は介護予防費及び包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金30万1,000円の減額でございます。

7款・繰入金、1項・他会計繰入金は事務費繰入金など一般会計繰入金1,141万4,000円の減額、2項・基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金7,482万8,000円の減額でございます。

9款・諸収入、2項・サービス事業収入は、介護予防支援事業収入100万円の減額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費は人件費など219万5,000円の減額、3項・介護認定審査会費及び5項・計画策定委員会費は不用見込みによる減額でございます。

2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費は、介護サービス給付費の不用見込みによる3,000万円の減額でございます。

8款・地域支援事業費は、1項・介護予防・生活支援サービス事業費。

14ページをお願いいたします。

3項・包括的支援事業・任意事業費などそれぞれ不用見込みにより合わせて2,163万3,000円の減額でございます。

なお、16ページから19ページにかけて補正予算給与費明細書を添えておりますので、御参照願います。

以上、提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。承認第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

承認第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。承認第4号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

承認第5号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第7. 承認第6号

○議長（初村 久藏君） 日程第7、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））について議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） おはようございます。

ただいま議題となりました承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）を去る3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入のうち繰入金、歳出は報酬及び燃料費の減が主なものでございます。

予算書は3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,356万5,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を303万円減額しております。

次に歳出について御説明いたします。

1款・総務費、1項・総務管理費は、月額会計年度任用職員報酬を60万円減額しております。

2款・施設費、1項・施設費は、燃料費を243万円減額しております。

なお、10ページから11ページに補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

承認第6号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。承認第6号は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 承認第7号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を去る4月11日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、定額減税に対応するためのシステム改修費及び調整給付金、住民税非課税世帯等支援臨時特別給付金に係る経費を計上するものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億599万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億3,299万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

８ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、１５款・国庫支出金、２項・国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金２億５９９万７,０００円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

１０ページをお願いいたします。

２款・総務費、２項・徴税費は、定額減税に係るシステム改修委託料４８３万７,０００円、調整給付金３,６５８万円、給付に係る事務費１９４万円を計上しております。

３款・民生費、１項・社会福祉費は、住民税非課税世帯等支援臨時特別給付金に係るシステム改修委託料３８２万６,０００円、臨時特別給付金１億５,７５０万円、給付に係る事務費１３１万４,０００円を計上しております。

なお、今回の補正予算（第１号）に係る事業の詳細につきましては、この後、別途、参考資料により各担当部長が説明いたします。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） 物価高騰対策事業につきまして、参考資料にのっとり御説明を申し上げます。

市民生活部税務課所管となります定額減税対応事業４,３３５万７,０００円につきまして御説明いたします。

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者の皆さんを対象に経済負担を緩和するために給付金定額減税一体措置として定額減税を実施いたします。また、定額減税し切れない対象者には定額減税調整給付金を給付します。

対象者は住民税所得割課税世帯で、減税額は、まず令和６年度の個人住民税所得割分におきましては定額減税可能額が１人１万円で、納入義務者本人とその扶養親族の人数分が対象です。例えば、本人と奥様、子ども２人の場合は、１万円掛ける４人分、４万円となります。

次に、令和６年度の所得税分におきましては、定額減税可能額は１人３万円で、納税義務者本人とその扶養親族の人数分が対象となります。例えば、先ほどと同じように、本人と奥様、子ども２人の場合は、３万円掛ける４人分、１２万円となります。

この個人住民税所得割分と所得税分それぞれに、定額減税し切れなかった減税額、つまり控除不足額を定額減税調整給付金として支給いたします。

事業予算の内容につきましては説明書のとおりでございます。事務に関する経費が６７７万

7,000円、そして給付金として3,658万円、合計4,335万7,000円の予算組みをさせていただきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） 福祉部に係る補正予算につきまして御説明申し上げます。

参考資料は同じく2ページをお願いいたします。

下段の住民税非課税世帯等支援臨時特別給付金事業でございます。

本事業は、デフレ完全脱却のための総合経済対策としてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し給付金を給付するものでございます。

本給付金の対象者は、令和5年12月1日において対馬市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割のみ課税である世帯、令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯に1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

なお、令和5年度におきまして、住民税非課税世帯には10万円の給付を行っております。

こども加算としまして、世帯全員の令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯、令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯において扶養されている18歳以下の児童がいる場合、1人当たり5万円を給付するものでございます。

今後のスケジュールとしまして、支給対象者に確認書等を送付し、4月30日に第1回目の支給を行い、以降、随時、支給してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第1号））について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

承認第7号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。承認第7号は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 承認第8号

日程第10. 承認第9号

○議長（初村 久蔵君） 日程第9、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）及び日程第10、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） ただいま一括議題となりました承認第8号及び承認第9号の専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

承認第8号、対馬市税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

新旧対照表は2ページから37ページを御参照願います。

今回の改正は、令和6年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、対馬市税条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、初めに、個人住民税の寄附金税額控除に係る規定のうち公益信託の信託財産とするために支出した寄附金に関する規定の改正で固定資産税の非課税措置のうち私立学校法（私立専修学校等）に係る直接教育の用に供する固定資産の非課税について地方税法で定められているところですが、私立学校法の条項が移項したことに合わせて条例の改正を行うものでございます。

市民税、固定資産税、特別土地保有税の減免につきましては、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認められる場合は申請書の提出がなくても認められるということになったものが主な改正となります。

また、附則につきましても、能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときはその損失金額を雑損控除の適用とすることができるとした特例の新設。

令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を控除する特別税額控除が実施されるに伴う規定の新設。

この税額控除は、令和6年度に限り定額減税の仕組みを設け、市町村が個人住民税の所得割額

から減税額を控除することとなり、これにより、賦課徴収の方法、納入通知書への記載、給与・年金に係る特別徴収の方法などを含む附則の新設がなされたことによる改正でございます。

次に固定資産税ですが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき認定優良住宅に係る特例の申請について申請書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には減税措置が適用できることとする規定の新設。

土地に対して課する固定資産税の特例の規定については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

なお、附則で施行期日を令和6年4月1日としておりますが、各号に関わる規定は当該各号に定める施行期日を定めております。

続きまして、承認第9号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

新旧対照表は38ページ、39ページでございます。

今回の改正は、令和6年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され令和6年4月1日から施行されたことに伴い、対馬市国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が22万円から24万円に引き上げられたことによる課税限度額の見直しを行うものであります。

また、世帯の軽減判定所得の拡充に伴い5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を29万円から29万5,000円へ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、附則で施行期日を令和6年4月1日といたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について一括して討論、採決を行います。

2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 討論なしと認め、採決します。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。2件は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。再開を11時15分からいたします。

午前11時00分休憩

午前11時17分再開

○議長（初村 久蔵君） 再開します。

日程第11．議案第34号

○議長（初村 久蔵君） 日程第11、議案第34号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第34号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

新旧対照表は40ページから41ページでございます。

今回の改正は、かねてより豊玉町加志々地区に建設中でございました対馬市加志々地区避難所施設の完成に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、第2条に「対馬市加志々地区避難所施設」を追加し、併せて第1条及び第4条に「避難所としての機能の明確化及び防災力向上のための研修等の利用について」条文の追加を行うものでございます。

なお、附則で施行期日を交付の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよ

う、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第34号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第35号

○議長（初村 久藏君） 日程第12、議案第35号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） ただいま議題となりました議案第35号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は39ページでございます。

議案第35号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてでございますが、本案は先ほど議案第34号で可決いただきました対馬市加志々地区避難所施設の管理運営につきまして、市内各地区において管理していただいている各集会施設と同様に加志々地区に管理をお願いしようとするものでございます。

なお、根拠法令は地方自治法第244条の2第6項でございます。

指定の期間でございますが、現在、市内各所の集会施設の指定管理期間が令和7年度末で満了することから、令和8年度更新後の周期とそろえるため、当施設の指定の期間を令和6年5月

1日から令和8年3月31日までといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第35号、対馬市コミュニティーセンター指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決をします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 同意第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第13、同意第1号、対馬市副市長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第1号、対馬市副市長の選任につきまして、その提案理由を御説明いたします。

現任の俵輝孝氏が令和6年4月30日をもちまして任期満了となりますので、地方自治法第162条の規定により、引き続き対馬市副市長として同氏の選任をお願いするものであります。

同氏の豊富な行政経験、人格、見識は本市副市長として最適任であると考えており、これまでの経験と実績を市政発展のために生かしていただきたく議員皆様の御同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和6年5月1日から令和10年4月30日までの4年間でございます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1 番、糸瀬雅之君。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） 今、市長のほうから副市長のほうの選任について、意見、同意を認めてくれということがございました。

今、次も含めてなんですけども、市長は2期8年間、一人体制でやられてこられたと思います。それで、今回、次の案件も含めてですけども、これは市長御自身の選任であるのか、それとも、まず1点目が、誰かに相談されての選任なのか、そこを。そして、俵氏においてどのような行政運営を行わせようというお考えなのか。そこをまずお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、これまで2期8年間におきましては副市長一人体制で行ってまいりました。そういう中、今回、令和9年3月に有人国境離島法が、一応、期限を迎えることとなっております。このことにつきましてもやはり大事にしていきたい。

そして、ぜひとも有人国境離島法を次期もお願いしてまいりたいということで、もし私がいろんな会議で疲れたとき、副市長が一人体制であったときになかなか都合がつかないという可能性もございます。そういうときのためのことも考慮いたしまして私は副市長二人制をこのたびお願いしたいということでこのたびの議会に御同意をお願いしているものでございます。

以上であります。よろしいでしょうか。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） もう一点。

○議長（初村 久藏君） 1 番、糸瀬雅之君。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） 比田勝市長の気持ちはよく分かります。私も副市長制には二人体制は理解は示しております。

しかしながら、対馬市の様々な問題解決、その中で行政職上がりの二人体制というのはいかななものかなと。国、県、そういったパイプ、そういった方々の人材が私は必要ではないかと思っております。2人が駄目だというようなことではありません。ただ、市長が考えられる二人体制と私が考える二人体制、これはちょっと考えてほしいというのがございます。

最後にもう一点。国・県等に民間とかいろいろなほかの自治体も民間から登用したり、国・県からのいろんな副市長の人材をほかの自治体は考えて入れられております。市長は、副市長のこの人事に対して国・県等に相談、打診等はされたのか、そこをお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このたびの副市長の選任につきましては、国・県と申しますよりも、今回お願いいたします副市長2人につきましては豊富な行政経験また人格、見識については申し分ないということであえて国・県のほうには打診はいたしておりません。

○議員（１番 糸瀬 雅之君） 最後。

○議長（初村 久藏君） １番、糸瀬雅之君。

○議員（１番 糸瀬 雅之君） 私、ほかの議員の方もいろいろあると思いますんで。市長は３期目の集大成でこの人事でやろうということで考えられていると思います。しかしながら、私はこの人事には納得いたしておりません。

以上。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。１４番、小宮教義君。

○議員（１４番 小宮 教義君） 同じように同意第２号があるんですが、先ほどの市長の説明で２人とも行政の十分な経験というお話をされたということは、同意第２号も役所からの選任というような認識でよろしゅうございますか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まだ同意第２号につきましては提案はしておりませんが、今、糸瀬議員からの質問の中でありましたように、国または県等からのことは考えなかったのかという質問でございましたので、今回、私が二人制をお願いしたいと言った中では、今、対馬市のほうからお願いしているということで、この後、また第２号におきまして提案したいという思いをしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） １４番、小宮教義君。

○議員（１４番 小宮 教義君） 私が質問したのは、糸瀬議員の質問に対して、２人とも行政の十分な経験があるということだから、同意第２号についても役所からの選任というふうに理解してもいいのかということですから、そう理解してもよろしいんですね。分かりました。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。７番、入江有紀君。

○議員（７番 入江 有紀君） 反対意見を言わせていただきます。

本日、副市長の選任につきましては、今回の選任は６月に延ばすべきだと私は思います。

理由としましては、一応、４月１５日１０時、南警察署において、市長の公職選挙法違反、第１７８条５の違反で告発が受理されております。この問題が解決するまでは副市長選任を延ばしておくべきだと思います。

○議長（初村 久藏君） 入江議員。

○議員（７番 入江 有紀君） もし市長が。

○議長（初村 久藏君） 入江議員。ちょっと待ってください。

○議員（７番 入江 有紀君） いや。

○議長（初村 久藏君） いやいや。今、質疑……。

○議員（７番 入江 有紀君） 理由を言っているんですから。

○議長（初村 久藏君） 質疑ですから、簡単に言ってください。それは後の問題で。討論したいのなら討論で言ってください。

○議員（７番 入江 有紀君） もし市長が駄目になった場合は、今日、一応、選任された副市長さんの責任はどうして取られるんでしょうか。

船越議員が二人体制と言われたのは、１人は国からか県からかということで、あれは一般質問で言われましたので、一応、国と県とパイプのある方を選んでいただきたいと思います。お願いいたします。私は反対です。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいですか。答弁はいいですか。

○議員（７番 入江 有紀君） お願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 公職選挙法違反、第１７８条に違反しているということで刑事告発をしたということでございますけども、私がネットで見ると警察署としては「受理したかどうか」ということは答えられない」ということでございますので、仮定の質問に対しては私はこの場では答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

そういう中、３月の議会におきまして、確かに船越議員のほうから二人制についての一般質問がございましたけども、私といたしましては、ぜひとも国・県というよりもむしろ対馬のことをよく熟知している方に同じく力になってほしいと。ましてや、有人国境離島法の更新についても、令和９年３月をもって迎えることが決まっております。このときにも対馬のことを一生懸命考えられる副市長ということでお願いしたいという思いを持っているところでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ７番、入江有紀君。

○議員（７番 入江 有紀君） 今、市長は「受理されたということじゃない」と言っておりますが、４月１５日の１０時、私が、一応、警察に呼ばれて「１５日の１０時に受理しました」ということで弁護士さんのほうにも話がっておりますので、この受理はうそじゃありませんので確実です。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 反対討論です。

○議長（初村 久藏君） 反対討論ですか。

○議員（14番 小宮 教義君） はい。私は同意第1号には反対の立場でありますので、反対討論をさせていただきます。

比田勝市政は、過去8年間、何ら実績が認められない。あえて言うならば市職員による6,000万円の横領事件であり、単なる市長職を務めただけである。歴代の松村市長、財部市長の足元にも及ばないのは市民周知のところである。

今回の副市長二人制導入は惰性化した対馬市に活力を与える有効な機会である。副市長2人のうち1人の副市長は市職員掌握のためにも市役所上がりでよいと思われるが、もう1人の副市長は部外者からとしなければならない。

なぜなら新たな切り口を求める市政をつくらなければならないからである。そうしなければ、なれ合いの市政で終わってしまう。ていたらくな市政はもう十分であり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

議員皆様、副市長選任の同意権が与えられてあります。本当に、今後4年間、今の体制でいいのか。新たな市政をつくれるのも議員の力であり、権限であります。2人の市役所上りの副市長は同意すべきではない。なれ合いの行政をあえてつくるだけである。

議員皆様には、今、述べたことを御理解していただき、不同意いただくように強くお願いいたしますして私の反対討論とさせていただきます。

以上であります。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 議長。〇〇〇〇はおかしいでしょう。

○議長（初村 久藏君） はい。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 注意しないと。〇〇〇〇に関して。

○議員（14番 小宮 教義君） いいですか。〇〇〇〇ということは今までこの議会で何回も言っております。以上。

○議長（初村 久藏君） これは、その文言は議長の判断で削除したいと思います。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 注意はしないんですね。

○議長（初村 久藏君） いやいや。それは、小宮議員、さっきの〇〇〇〇という言葉はちょっと今後は慎んでもらいたいと思いますので。

○議員（14番 小宮 教義君） 削除はできないよ、今まで発言しているんだから。

今まで、〇〇〇〇という言葉は何回も発言しとるんだから議長の権限で削除することはできな

いと思いますよ。

議事進行してください。議事進行。

○議長（初村 久藏君） それはまた検討していきます。

○議員（１３番 波田 政和君） 検討されんじゃない、そのことははっきりしてやらんと。

○議長（初村 久藏君） うん。

○議員（１３番 波田 政和君） １人の人を指摘しているんですよ、その言葉は。今、言わはったやないですか。そんなのはっきりさせてやらな、いいのか悪いのか。

○議長（初村 久藏君） いやいや。

○議員（１３番 波田 政和君） 前に言ったと話をしとるやないですか。

○議長（初村 久藏君） 分かりました。

○議員（１３番 波田 政和君） どっちなんですか。

○議員（７番 入江 有紀君） 前から言いよるじゃないの。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

先ほどの小宮議員の発言は議長の判断で削除したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

さっきの「〇〇〇〇」という言葉は、今後慎んで発言をよく考えてしてもらいたいと思います。

以上です。

○議員（１４番 小宮 教義君） はい。今回はいいけど、今後、考えましょう。

○議長（初村 久藏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第１号、対馬市副市長の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） しばらくお待ちください。着席願います。起立多数です。同意第１号は、同意することに決定いたしました。

日程第１４．同意第２号

○議長（初村 久藏君） 日程第14、同意第2号、対馬市副市長の選任について議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第2号、対馬市副市長の選任につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回、副市長2名体制を取り入れることにより充実した行政運営を図るべく、新たに対馬市厳原町在住の一宮努氏の選任をお願いするものであります。

同氏は、昭和61年3月、長崎県立諫早農業高等学校を卒業後、厳原町職員として奉職し、その間、しまづくり戦略本部新政策推進課長、しまづくり推進部次長兼しまの力創生課長等の役職を歴任し、現在は総務部次長兼総務課長として市政発展のため御尽力いただいております。

知識、経験とも非常に豊富であると同時に人望も厚く誠実な方であり、本市副市長として最適任であると考え、議員皆様の御同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和6年6月1日から令和10年5月31日までの4年間でございます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願いいたします。（「議長、休憩。休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） これで先ほどの2名のお名前が出たというところで、この2人の能力的なそういうものを私は質疑するものではございません。でも、先ほどの反対討論であったように、私が聞き入る中の、人物は言っていないけれども、市民が考える2人目の副市長に求めるものは先ほど小宮議員が言ったとおりのことだと私も受け止めました。

市長は、この2名体制で行くという中で、先ほど糸瀬議員の質問の中で国境離島新法の継続はどうしてもというところしかなかったんですけども、市役所職員が終わった2名の方々に、そのほかにもいっぱいやるべき山積みのこの4年間のうち解決しなければならない課題はあると思うんですけども、この2名にどのような役割を与えてどのような動きをさせたいのか、そこを聞かないと。この二人体制につきましては納得する回答が頂けなければ私も考えさせていただきたいと思いますので回答のほどよろしくお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今回の二人制といたしまして、今現在、私が考えているところは、ま

ず2人目の若い一宮君のほうに対外的に動いていただきたいという思いを持っております。

と申しますのは、私ももちろんいろいろと全国を動き回って動きますけども、それだけではなかなか足りない部分がございます。そういうところを若い一宮氏のほうに中心的に動いていただきまして、そして、これまで4年間支えていただいた俵氏のほうにつきましては、主に庁内の管理関係、そしてこれまでいろいろと進めてきた施策等の集大成等をお願いしてまいりたいという考えでおります。

今回、御同意を頂きましたら、そこら辺を含めて3人で今後の体制等についても話を進めてまいりたいというふうに考えておりますので御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 大体、概要的には今の説明で分かりました。

今後は、4年間の中で、対馬市の総合戦略の中でも計画の中でもなりわいづくりとかそういう4つの中で複雑に絡み合う計画があると思うんですけども、そこを一元的に管理しなければ一番の問題である人口減少に向けての解決はできないと思っているんですが、そこら辺のほう、そこら辺方面のほうは俵副市長ということでよろしいんですかね。

もう一点なんですけども、新しい一宮現総務課長なんですけども、そのことにつきましては、結構、本人も話して納得されているということによろしいんでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） もちろん本人とよくよく話をした上で、本人の了解を得てから同意を提案したものであります。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） この場ではこの程度で。長々と話しても。この議会では初めて提案を受けたことなんで、この程度の回答で納得いたしました。

3人の協議の結果を、私たち議員のほうにも、6月議会の前でも構いませんので、協議の内容等、しっかりした体制が整ったならば、周知、報告とかそういう場も取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 2点ほどお尋ねいたします。

一宮氏は今までこの役所で業務をされたわけですが、仮に、総務課長から副市長に肩書きが変わるわけですが、今まで市長と共にやってきた、そして副市長になったとしてもただ肩書きが変わっただけで何も変わらないと思うんですよ。今までの行政の中から。

じゃあ、副市長になったらどのようなところがどう変わるんですか。今までの行政の中で一緒

にやってきた中において。何ら変化はないんじゃないですかね。というのが一点。

もう一点は……。よろしいですか。副市長という席に就こうという考えがおのずからあるならばやはり今の職を辞して、そして新たな心で副市長に挑むという、それが本来の姿だと思うんだけど、今、まだ辞めておられませんよね。なぜそういう区切りができなかったのか。

その2点。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かにこれまでも、総務部次長、そして、その前はしまづくり推進部の課長として共に対馬市の振興に向けて頑張ってまいりました。ただ、これまでは管理職という立場で動いてきたことであると。今後は副市長として。副市長としての判断が主なものになってくるものと思っております。

もちろん私とも、もちろんもう一人の副市長とも、常日頃、連携を取りながら対馬市の市政活性化のためにに向けて頑張ってまいりたいとは思っておりますけども、そういったことで副市長としての判断が可能になってくるということでこれまでより以上にその実力を発揮されるものというふうに私は期待しているところであります。

そして、2点目の辞して副市長に選任されるべきではないかということでございますけども、まず、本来、今日、御同意を頂いた後にこの4月いっぱい……。いや、5月か。（「もういいよ」と呼ぶ者あり）

5月いっぱいで辞職するというのを1か月前には出さんばいかんということで出す予定にはしておりますし、5月末には今の総務部次長を辞した上で副市長として就任していただくという予定を立てているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 副市長になれば一生懸命頑張るということなんですけどね。地方公務員というのは公務員になるときにいろいろなサインをしたりすると思うんですけど、地方公務員法の第30条には「職務に当たっては全力でそれに専念しなければならない」というふうになっておるんですよ。

それを全力で今までやってきたんでしょう、地方自治法に基づいて一宮課長も。その結果が今だから、それ以上のものは見えないんですよ。それが一般的常識です。言うだけ言います。それが一つ。それでいいでしょう。

それと、職を辞してやるという覚悟がなければ物事に対処できないんですよ。その曖昧な心で副市長になろうという考えそのものが私は理解できない。

答弁は要らない。以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私は同意第2号には反対の立場でありますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

やはり内容的には先ほどの同意第1号と同じでございます。

役所から2人の副市長を出すべきではない。現に総務課長であり、新たに副市長として市政に臨むならば、その職の総務課長を辞し、市役所を辞して副市長の席に挑むのが社会通念上の対応であることは言うまでもない。副市長になれなかったら総務課長にとどまるなど言語道断である。心構えができていない者を副市長に選任することはできない。

議員皆様の不同意をお願いいたします。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 次に、原案に賛成の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号、対馬市副市長の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 着席願います。起立多数です。同意第2号は、同意することに決定しました。

昼食時間ですけど、継続してやりたいと思います。（発言する者あり）

日程第15. 同意第3号

○議長（初村 久藏君） 日程第15、同意第3号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第3号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現任の一宮恵津子氏が令和6年4月30日をもちまして任期満了となりますので、引き続き教育委員としてお願いするものでございます。

同氏につきましては、今さら申し述べるまでもなく議員皆様も既に御承知のとおりでございます。平成28年5月から教育委員として御活躍いただいております。本市の教育行政に対しこれまでの経験と実績をさらに発揮していただくため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和6年5月1日から令和10年4月30日までの4年間となっております。

何とぞ御同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） その人選については何もないんですが、4月の30日で任期が切れるのがなぜこの臨時議会に上がってきたのか。その辺の経緯を教えてください。3月の定例会もあったと思いますが。

○議長（初村 久藏君） 誰が答弁をする。教育長。

○市長（比田勝 尚喜君） いや、いいよ。大丈夫。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 申し訳ございません。確かに一宮委員の任期は4月30日までということで、本日は4月25日ということでございますので、まだ現役の教育委員ということでありまして……。ん。えっ。ちょっと待って。いやいや。

○議長（初村 久藏君） 提出するのが遅いんじゃないかという問題。

○市長（比田勝 尚喜君） 提出するのが遅いんじゃないかということですよ。このことにつきましては、確かにもう少し早いうちに出すべきではなかったかなというふうに思っております。申し訳ございません。

○議長（初村 久藏君） いいですか、脇本君。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） その他の委員の選任のときにも任期が切れて一回出てきたことがあったので、そのことについては総務部でしっかり把握して、そういう任期のものについては遅滞がないようにということになっていたと思うんですが、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 今回の同意案件なんですけど、今回、市長選挙がありまして、市長の新しい任期が3月28日ということで、それ以降の上程ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9 番、脇本啓喜君。

○議員（9 番 脇本 啓喜君） 行政はゴーイング・コンサーンでしょう。ずっと継続しているわけですから新しく市長がならないと委員は任命できないということだとおかしいですし、逆に市長が替わったからといって前のやつを全部ひっくり返すというようなことであっては行政の信頼は損ねられると思うんですね。

そういう案件に関しては、ほかにも散見、人事だけではなくて、いろんな事業についてもありますので、そのことについては次回の一般質問でお話をさせていただきたいと思います。

人事案件についてあまり言いたくないんですが、全てのこういう案件については総務部のほうで、一応、把握は。ほかの部署のいろんな委員についても自動的に把握できるようになっているんですね。前回、そういうふうな話をしてあったかと思うんですが、そのあたりを確認して終わりたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 議会に同意を求める人事案件については、担当部署のほうと総務部のほうとで調整しながら上げるようにしております。任期についても把握しております。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決します。

同意第 3 号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第 3 号は、同意することに決定しました。

日程第 16. 同意第 4 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 16、同意第 4 号、対馬市監査委員の選任についてを議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第４号、対馬市監査委員の選任について、その提案理由を御説明いたします。

現任の安野堅一郎氏が令和６年４月３０日をもちまして任期満了となりますので、引き続き監査委員としてお願いするものでございます。

同氏につきましては、議員皆様も既に御承知のとおり、令和２年５月から監査委員として御活躍いただいております。引き続き監査委員としてこれまでの経験と実績をさらに発揮していただくため、議員皆様の御同意を切にお願いするものであります。

なお、任期は令和６年５月１日から令和１０年４月３０日までの４年間となっております。

何とぞ御同意のほどよろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決をします。

同意第４号、対馬市監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第４号は、同意することに決定しました。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第４３条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申出があつておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第2回対馬市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案について御決定賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、今臨時会において議員皆様から頂きました貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく取り組んでまいりますので、今後とも御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） 会議を閉じます。これをもちまして、令和6年第2回対馬市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 初村 久藏

署名議員 上野洋次郎

署名議員 大浦 孝司

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員